

定 款

株式会社 ヨロズ

株式会社ヨロズ定款

最終改訂 令和 4 年 6 月 27 日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ヨロズと称し、英文では、
YOROZU CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の品目及びその部品並びに関連資材の製造、販売、輸出入、賃貸借、修理、整備及び検査
 - (1)自動車部品並びに附属品その他産業用運搬機械
 - (2)プレス金型及び治工具並びに溶接、組立機械設備
 - (3)自動販売機
2. 建築用資材の加工、販売及び輸出入
3. 農業用機械及び部品の製造、販売及び輸出入
4. 日用品、雑貨、室内装飾品、スポーツ用品及び遊戯用品の販売及び輸出入
5. 事務用機器、計器、書籍及び文具の製造、販売及び輸出入
6. 前 1 ~ 5 号の事業に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術指導並びに前 1 ~ 5 号各品目に関する発明、考案、デザイン、ノウハウ、技術情報等の開発、売買、供与及び仲介
7. 情報通信、情報処理、情報提供サービス並びにソフトウェア及び情報通信機器の開発及び売買
8. 不動産の売買、賃貸借、仲介、保守管理、修繕、清掃並びに駐車場の経営
9. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
10. 金属類、その他廃品の回収及び販売並びに産業廃棄物の処理に関する業務
11. 上記1号、2号、3号に関する製造業務並びに警備業務の請負事業
12. 労働者派遣事業
13. 前各号に附帯または関連する一切の事業
14. 各種製造機械装置、設備、車両の法定点検、修理、整備業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を横浜市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすること
ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、6,400 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得するこ
ができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権
利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、こ
れを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名
簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会
社においては取扱わない。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を
有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使
することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公
告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株
式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者
とすることができます。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会決議事項)

第 15 条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項を決議するほか、当会社の株式等(金融商品取引法第 27 条の 23 第1項に定めるものをいう。)の大規模買付行為への対応方針を決議することができる。

2. 当会社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使

することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。
3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

(執行役員制)

第 24 条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)または

使用人の中から執行役員を選任し、取締役会の決定した業務執行を分担して行わせることができる。

2. 取締役会及び取締役は執行役員の業務執行状況を監督し、必要な指示及び命令を行うものとする。

(役付執行役員)

第 25 条 取締役会の決議により、必要に応じて前条の執行役員の中から、副会長、副社長、専務執行役員、常務執行役員及び上席執行役員を各若干名置くことができる。

(顧問及び相談役)

第 26 条 取締役会は、その決議をもって顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、当会社の業務に関し取締役会長及び取締役社長の諮問に応じるものとする。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集者及び議長)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集手続)

第 29 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 30 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 31 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項につき議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第 32 条 当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 33 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規定による。

(取締役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(ただし、会社法第2条第 15 号イに定める業務執行取締役等を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第1項が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 36 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集手続)

第 37 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 38 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 39 条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 40 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 41 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 45 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第1項が定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月 30 日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第49条 配当財産が、金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第45条に定めるところによる。

昭和23年 4月 1日制定	平成12年 6月29日改訂
昭和38年12月12日改訂	平成13年 6月27日改訂
昭和41年 9月30日改訂	平成14年 6月26日改訂
昭和43年 5月31日改訂	平成15年 6月19日改訂
昭和43年 8月24日改訂	平成16年 3月10日改訂
昭和44年 8月25日改訂	平成18年 6月20日改訂
昭和50年 6月12日改訂	平成19年 6月19日改訂
昭和57年10月 1日改訂	平成21年 6月16日改訂
昭和63年 6月20日改訂	平成22年 6月15日改訂
平成 2年 6月26日改訂	平成24年 6月13日改訂
平成 3年 6月24日改訂	平成27年 6月10日改訂
平成 4年 6月26日改訂	令和 4年 6月27日改訂
平成 6年 6月29日改訂	
平成10年 6月26日改訂	